

# 事業仕分けを踏まえた事務事業見直し方針について

## 1 全庁的な事務事業見直しの必要性

---

今回事業仕分けを敢行したのは、今後の低成長社会において、本市が持続可能な成長を遂げていくために行財政構造改革の機運を盛り上げる契機とすることが大きな目標の一つである。この目標を達成していくためには、行財政構造の基礎部分ともいえる全ての事務事業について、事業仕分けから得られた指摘やアドバイスを活かし、不断の見直しを実施していくことが大変重要であると考えられる。

この考え方に立ち、小田原市行財政改善推進委員会において、事業仕分けを踏まえた今後の事務事業の見直し方針を策定し、これを政策会議にて市の方針として決定した。各事務事業の所管課(室)においては、この方針を次年度の予算編成や新総合計画の策定作業への反映も念頭に、個々の事務事業の見直しに努められるようお願いする。

## 2 方針が及ぶ事業分野

---

今回の仕分け対象事業は、市に裁量の余地が無い義務的事业や組織運営等に係る基礎的事務事業を除外しているため、これらの事業に類推できるような見直し視点は得られていない。このため、見直し方針は、全庁的と言いつつ一部の事業には類推できない。この前提を踏まえ、今回の方針は、事務事業見直しにかかる全般的な課題に対するものと【サービス提供】、【補助金】、【預託金】、【啓発】、【施設管理】の事業分野の課題に対するもののみとした。

なお、今回の事業仕分けから見直し視点が得られなかった事業分野に関しても、新総合計画や新しい行政改革方針の策定に合わせ、恒常的な見直しシステムの導入を検討する。

## 3 事務事業見直しに係る全般的な方針

---

今回の事業仕分けで共通的に見られた指摘は、「具体的な事業目的が不明確」、「現状分析、課題分析が不十分」、「事業のマンネリ化」、「結果の検証が不十分」といった事務事業の設計や見直しに対する基礎的な姿勢を問われるものであった。これは「予算ありき」、「前例踏襲主義」といった事業実施方式から脱却できないことの現れである。

「あれもこれも」の総花的事業展開から、「あれかこれか」、さらには「あれしかできない、これしかできない」という方式に転換せざるを得ない時代背景を踏まえ、恒常的かつ自発的に自らの事務事業を見つめなおし、大胆な選択と集中を行える全庁的な仕組みを構築することが必要である。

### 【全般的方針】

- ① 既存の事務事業について、新しい総合計画体系も見据え、その事務事業を実施するにいたった課題や背景等を再確認するとともに目的と成果目標を明確にすること。また、その事務事業の上位目的についても再確認を行うこと。

- ② 成果検証を行うための情報収集に努めること。
- ③ 事務事業評価体制を整備し、恒常的な見直し体制を構築すること。
- ④ 新総合計画の開始に合わせ、事務事業評価と連動した施策評価体制を構築すること。
- ⑤ 評価結果と予算編成を連動させ、予算の選択と集中を図ること。
- ⑥ 評価結果を公表すること。

## 4 事業区分ごとの見直し方針

---

今回の仕分け対象事業は、主に市民や外部団体に向けた事業が中心であった。平成20年度に行った「事務事業の洗い出し作業」で整理した事業区分でいえば、「サービス提供事業」、「啓発事業」、「補助金事業（預託金事業含む）」、「(実行委員会形式のイベント実施などへの)負担金事業」、「施設管理運営事業」などである。これらの事業区分ごとに見直し方針を策定したので積極的に取り組むこと。

### 【サービス提供事業】

「市民と協働できる」、「受益者が特定されている負担を検討すべき」、「事業対象者をカバーできているのか」といった指摘を踏まえ、次の方針で見直しを進めること。

- ① 税投入でのサービス提供という原点に立ち、サービス対象外の市民にも納得の出来る目的と達成目標を持つ事業であるかを再確認すること。
- ② 国・県や民間の事業との重複はないか、役割分担は適切かを再確認するとともに、庁内での類似事業、重複事業が無いかを精査し、思い切った整理統合を図ること。
- ③ 地域之力、民間之力を引き出し、協働での事業展開、あるいは事業の移管を積極的に進めること。
- ④ サービスの質を向上させること。時代背景や受益者のニーズを的確に分析したうえで、最小コストで最大の成果を生み出すような事業設計を行い、常に成果を検証すること。
- ⑤ 受益者負担が適正であるかを常に検証すること。

### 【啓発事業】（負担金や補助金の交付によるイベント開催事業も含む）

「成果の検証が不十分」、「明確なコンセプトが必要」、「対象事業の中の小事業メニューの選択と集中が必要」といった指摘を踏まえ、次の方針で見直しを進めること。

特に、啓発のためのイベント開催などは、ややもすると実施することが目的となってしまう、所期の目的を達成しているにもかかわらず、事業が継続されてしまう傾向にある。啓発事業は対象者の意識変革、行動変革を促すために行うという原点に立ち返り事業を大胆に見直す必要がある。

- ① 法に義務付けがあるもの、政策的に重要と位置付けている分野以外の啓発事業については、原則廃止とすること。
- ② 上記以外の事業についても、明確なコンセプトを設定するとともに、常に事業対象者の意識変革、行動変革の度合いをアンケート等の手法により確認し、達成度に応じた事業改善、事業廃

止を念頭に置くこと。

- ③ 職員人件費が最大のコストであることを常に意識し、最小限のコストで最大の成果を得られるよう努めること。
- ④ イベントの開催による啓発を図ろうとする事業については、地域や民間の力を引き出すためにも市の関与は側面的支援に留めること。

#### 【補助金事業】

「国や県の補助制度への上乗せ補助は不要」、「少額補助の不要」、「一律業界補助はナンセンス、外郭団体や職域団体は自立に向けた取組を実施すべき」、「透明性の確保が必要」といった指摘を踏まえ次の方針で見直しを進めること。

- ① 法に義務付けがあるもの、政策的に重要と位置付けている分野以外の補助事業については、概ね3年を目安に実施期限を設定する、あるいはゼロベースからの見直しを行う体制を構築すること。
- ② 事業費補助を原則とし、外郭団体、職域団体等の運営費に係る補助については廃止すること。
- ③ 明確な成果目標を設定し、目標を達成したものについては廃止すること。
- ④ 少額補助、国や県の制度の上乗せ補助など、税投入に見合った成果が得られないものについては廃止すること。
- ⑤ 補助金交付団体の行う事業の成果を含め、事務事業評価等において継続的に評価を行うこと。
- ⑥ 評価結果について積極的に公開すること。

#### 【預託金事業】

「事業目的が不明確」、「事業費に対し、利用実績が不十分」、「事業のマンネリ化」といった指摘を踏まえ、次のとおり見直しを進めること。

超低金利という時代背景を踏まえ、国・県施策との役割分担を整理したうえで、資金預託という手法が適切なのかの検証を十分行う必要がある。多額な資金が利息も無く拘束されることによるデメリットも十分勘案した上で、最適な事業実施を図るべく恒常的な見直しを実施すべきである。

- ① 預託事業の有り方を原点に立ち返り見直すとともに、課題解決に向け、さらに効果的・効率的な手法が無いかを検討すること。
- ② 時代に適合しない、あるいは課題解決に繋がらないものについては廃止すること。
- ③ 国・県の行う制度融資との重複や課題解決への適切なメニューであるかを確認し、必要に応じて見直しを行うこと。
- ④ 適切な預託規模を再確認し、規模が大きいものについて預託額を削減すること。
- ⑤ 補助金同様等、預託金事業についても、成果指標を明らかにするとともに、評価結果について積極的に公開すること。

## 【施設管理運営事業】

「市有施設の全体計画が必要」、「施設維持管理コストの把握と将来計画が甘い」、「利用者の属性やニーズの分析が不十分」、「駐車場有料化など、財源確保への有効活用策がない」、「稼働率の低さへの課題意識が希薄」といった指摘を踏まえ、次のとおり見直しを行うこと。

- ① 個々の施設においては減価償却費、退職引当金など、間接的コストも念頭においた評価を行い最小のコストで、最適な施設運営ができるように努めること。
- ② 施設サービスの向上に向け指定管理者制度等を積極的に導入すること。
- ③ 駐車場等の施設の有料化、施設内広告、ネーミングライツ、ESCO 事業等を積極的に導入し、新たな財源確保に努めること。
- ④ 施設の稼働率を向上させること。マーケティング的な手法を用いて、施設利用者の属性やニーズを分析し、より多くの市民が利用できるような施設運営を図ること。
- ⑤ 施設運営にあたり、地域や市民の力を引き出す意味でボランティアの導入を積極的に進めること。

※ なお、指摘の多かった「市有施設の全体計画」については、現在、行政改革推進課が作成している「施設白書」に基づき現状分析を行うこと。分析後、直ちに最適な施設運営方針を策定すること。